

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則」（平成 23 年内閣府第 65 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、中央公園整備及び管理運営事業に係る事業契約の変更内容を公表する。

令和 6 年 5 月 7 日

佐世保市長 宮島 大典
記

第 1 回変更

【変更内容】

(基準金利の変更)

現契約「別紙 8 サービス対価の構成及び支払い方法（第 68 条、第 69 条関係）」中、「表 8-3 サービス対価 A2 及びサービス対価 A3 の概要」における「基準金利」に係る規定及び「基準金利改定日」に係る規定を以下のとおり改める。

【変更前】

基準金利	午前 10 時現在の東京スワップレート (TSR) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの (円/円) 金利スワップレート
------	--

基準金利改定日	令和 4 年 4 月 1 日の 2 営業日前
---------	------------------------

【変更後】

基準金利	午前 10 時 30 分現在の Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited (又はそのレートの管理を承継するその他の者) が提供する、期間 10 年に対応する東京スワップ・レンフェンス・レート (T.S.R) のフォールバックレートとして、Refinitiv スクリーン上の “JPTSRLFA=RFTB” ページ (又はその後継ページ) に掲示されるもの
------	--

基準金利改定日	令和 14 年 4 月 1 日の 2 営業日前
---------	-------------------------

【変更理由】

割賦支払金に係る基準金利の指標としている LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）が、2021年12月末をもって恒久的に公表停止されたことから、代替指標を選定するもの。

【変更日】

令和4年3月23日

第2回変更

【変更内容】

(契約金額の変更)

「原契約代金額　¥1,326,043,788－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥118,832,113－）」に¥16,665,581－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥0－）を増額する。

【変更理由】

基準金利決定日の金利が第1回変更により当初契約時より上昇したことから、割賦元本に対する利息の基準金利上昇(0.033%⇒0.415%)について、事業契約に基づき増額変更を行うもの。

【変更日】

令和4年7月1日

第3回変更

【変更内容】

(契約金額の変更)

「原契約代金額　¥1,342,709,369－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥118,832,113－）」に¥23,772,480－（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥2,161,088）を増額する。

【変更理由】

管理運営におけるサービス対価については、業務期間中の物価変動に対応して、改定を行う契約となっており、今回その契約に基づき、令和6年度以降の金額について変更(増額)を行うもの。

【変更日】

令和6年3月22日